

こくほだより



京都市国民健康保険

もくじ

特定健康診査のご案内	3
健診結果を確認しましょう！	4
京都市で実施している各種検診等のご案内	6
今日からあなたもゲートキーパー!!	8
京都市国民健康保険について	9
・ 令和 6 年度の国民健康保険事業予算について	9
・ 令和 6 年度の保険料について	10
・ 令和 6 年度の保険料の特徴	11
・ 京都市国保の現状など	12
・ 保険料の減額制度について	14
マイナンバーカードの保険証利用について	17
保険証の廃止について	18
柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方などについて	19
後発医薬品（ジェネリック医薬品）について	21
介護保険からのお知らせ	22
子ども医療費支給制度のお知らせ	23

40歳～74歳の方へ 年1回の健康チェックをしませんか？

特定健康診査のご案内



特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の危険因子である内臓脂肪型肥満や高血糖、高血圧、脂質異常などがないかを調べます。毎年受診いただき、結果を基に健康状態を確認し、必要に応じて生活習慣を改善することにより、ご自身の健康づくりにつなげていくことがとても大切です。ぜひ受診しましょう。

40歳～74歳の方は、下記の3通りの方法から、年度中いずれか**1回に限り**受診できます。

1 個別健診（約800箇所の指定医療機関で受診いただけます。）

受診方法 指定医療機関に直接電話等で予約し、受診してください。

受診料金 **500円**（65歳以上の方は無料）

指定医療機関一覧はこちら▶



2 集団健診（各区役所・支所で受診いただけます。）

受診方法 完全予約制 WEB 又は電話（075-744-0678）でお申し込みください。

受診料金 **500円**（65歳以上の方は無料）

WEB 予約はこちら▶



3 人間ドック

受診方法 健診機関に直接電話等で予約し、受診してください。

※健診機関ごとに定員があります。受付は先着順で、定員に達した時点で予約終了となります。
（6月3日予約開始）

受診料金 **13,000円程度** ※健診機関及びオプション検査の有無によって料金が異なります。

詳しくは、特定健康診査のご案内（受診券、受診の手引き、受診票）をご覧ください。

【4月下旬にA4サイズの白い封筒で皆さまにお送りしています。】

受診券の再交付について

「受診券」を紛失された場合は、
WEB又は電話（京都いつでもコール）から再交付申請ができます。

※申請から1週間程度でご自宅に届きます。

受診券再交付申請はこちら▲



制度に関するお問合せ先

京都いつでもコール

TEL：075-661-3755 / FAX：075-661-5855

おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

事業担当課

京都市保健福祉局 生活福祉部保険年金課

TEL：075-213-5862 / FAX：075-213-5857

健診結果を確認しましょう!

健診結果は、メタボリックシンドロームのリスクに応じてレベル分けされます。受診者全員に情報提供されるほか、**対象となる方に「特定保健指導」の通知が届きます。**

情報提供と保健指導

情報提供 健診を受けた方全員

結果に応じた健康づくりの方法や、検査や医療の必要性などの情報が提供されます。要精密検査や要医療となった項目については、必ず医療機関を受診しましょう。健康状態を確かめるために、1年に1回、健診を受けましょう。

動機づけ支援 メタボリックシンドロームのリスクのある方

専門家の支援のもと、生活改善のための目標と実行計画を立て、自主的に実行します。3か月後に改善状況の確認が行われます。

特定保健
指導対象

積極的支援 メタボリックシンドロームのリスクが高い方

専門家の支援のもと、初回面接で、メタボリックシンドローム改善の目標と実行計画を立て、電話やメールなどで、3か月間継続した支援を受けます。支援終了後に改善状況の確認が行われます。

特定保健
指導対象

無料

特定保健指導を利用しましょう!



対象

腹囲

男性：85cm以上

女性：90cm以上

または

BMI

25以上

(肥満度の指数)



血糖・血圧・血中脂質・喫煙
のリスクが重複

*糖尿病・高血圧症・脂質異常症で
服薬中の場合は対象になりません。

内容

医師・保健師・管理栄養士等が、
あなたの健康状態や生活スタイルに合わせた
生活習慣の改善をサポートします。
5年後、10年後も、より健康でいるために
一緒に取り組んでみませんか?



ホームページで特定保健指導の
レポートを掲載中♪

京都市 特定保健指導レポート

検索



健診結果で **要医療** となった項目については、 医師の診察を受ける必要があります！



早めの受診

早期発見・早期治療により、症状の悪化を防ぐことができます。

症状がなくても

悪化しても症状が出ない場合もあります。
なにも症状がなくても
早めに医療機関を受診しましょう。

京都市国保では健診後の受診勧奨を行っています

～生活習慣病重症化予防対策事業～

健診結果のうち、血糖・血圧・腎機能に係る項目が「要医療」と判定された後、医療機関を受診していない方を対象に、**受診をお勧めするお手紙をお送り**しています。
また、必要に応じて保健師が電話や訪問をすることがあります。

上手な健康管理のコツ

お薬手帳を活用しましょう ～お薬手帳は1冊に～



▶お薬手帳を持つメリット

- ・飲み合わせや薬の重複をチェックすることができ、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことができます。
- ・副作用歴やアレルギー、過去にかかった病気などの情報を伝えることができます。
- ・旅行や災害時、急に体調が悪くなった時などに、自分の薬の情報を正確に伝えることができます。

医院や病院ごとにお薬手帳は分けずに1冊にまとめて管理しましょう。

自身での健康管理（セルフメディケーション）に取り組みましょう

「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

▶健康管理の習慣化

- ・普段から、適度な運動とバランスのよい食事、十分な睡眠を確保しましょう。
- ・日々の体重や血圧、体温の測定を行い、推移を記録しておくことも、ご自身の健康状態の把握に役立ちます。

▶特定健康診査・特定保健指導を活用する

- ・毎年、健診を受診することで、ご自身の身体の状態を知ることができます。

▶市販薬（OTC医薬品）を上手に使う

- ・OTC 医薬品とは、医師の処方箋が無くても、薬局・ドラッグストアなどで購入できる医薬品（市販薬）のことです。
- ・風邪のひきはじめや軽微なケガの時に、OTC 医薬品などを上手に活用することもセルフメディケーションの取組です。



※OTC医薬品を活用する際には、薬剤師と相談・確認しながら選択しましょう。

京都市で実施している各種検診等のご案内



ご注意

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種検診等を中止している場合があります。
- 発熱等の症状で体調のすぐれない方は検診等の受診をお控えください。

肝炎ウイルス(B型・C型)検査

対象 肝炎ウイルス感染に不安のある市民

検査方法 血液検査

料金 無料

持ち物 保険証や免許証等、
住所が確認できるもの

実施会場 協力医療機関

※協力医療機関へ直接電話でお申し込みください。

京都市情報館 肝炎ウイルス検査

検索



※ホームページをご覧になれない方は、各区役所・支所健康長寿推進課まで
お問合せください。

お
問
合
せ
先

上記協力医療機関 または、
TEL : 075-661-3755

京都いつでもコール
おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

歯周疾患予防健診 (満20、30、40、45、50、55、60、65、70歳の方)

指定医療機関
ステッカー

京都市では、歯周病(歯周疾患)の早期発見のために「京都市歯周疾患予防健診」を実施しています。

対象 京都市内に住まいの20、30、40、45、50、
55、60、65、70歳の方(健診当日の満年齢)

内容 問診、歯科健診(歯周病、むし歯など)、
健診結果に基づく歯科保健指導

実施日 各指定医療機関の診察日
(電話等で事前予約をしてください。)

料金 500円 ※免除の規定あり
(詳細は、各区役所・支所健康長寿
推進課までお問合せください。)

持ち物 保険証や免許証等、
年齢・住所の確認できるもの

実施場所 指定医療機関

※指定医療機関は、京都市ホームページに掲載されています。

京都市情報館 歯周疾患予防健診

検索



※事業の詳細についてはホームページをご覧ください。

※ホームページをご覧になれない方は、各区役所・支所健康長寿推進課
までお問合せください。

お
問
合
せ
先

上記指定医療機関 または、
TEL : 075-222-4420
FAX : 075-222-3416

保健福祉局
健康長寿企画課
健康長寿推進第三担当

- 歯周病は、ご自身では気づきにくい病気です。また、糖尿病や肥満、肺炎などの全身疾患に関連します。
- お口の健康は、健康長寿の入り口です。本健診を活用し、歯周病の早期発見と予防に努めましょう。
- 対象年齢以外の18歳以上の方や妊娠婦の方は、各区役所・支所健康長寿推進課の「成人・妊婦歯科相談」をご利用ください。



京都市青年期健康診査 (18~39歳の方の健康診査)

対象 職場等で健診を受ける機会のない
18~39歳^{※1}の市民(学生不可)

実施期間 令和6年4月22日~令和7年3月31日

料金 3,000円(免除の規定あり^{※2})

検査項目 問診、身体計測、診察、血圧測定、
血液検査、尿検査

実施場所 指定医療機関(病院・診療所)

※指定医療機関は、京都市ホームページに掲載されています。

京都市情報館 青年期健康診査

検索



※ホームページをご覧になれない方は、
京都いつでもコールまでお問合せください。

利用するに当たっては、事前に下記いずれかの方法で、「受診券交付申請」が必要です。

- 区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当の窓口(持ち物：本人確認書類)
- 京都いつでもコール(ホームページ、電話、FAX)

(※1)昭和60年4月1日以降生まれで、受診日現在18歳以上の方に限る。(※2)生活保護受給証明書の提出により料金免除。

お
問
合
せ
先

TEL : 075-661-3755
FAX : 075-661-5855
京都いつでもコール
おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

- 当該年度40歳になられる方は、特定健診をご受診ください。
- 青年期健康診査は、糖尿病などの生活習慣病を予防するための健診です。メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の危険因子等を調べます。1年に1回を目安に健診を受診し、若い時期から健康管理に努めましょう。



健康づくりに関する
情報はこちらから

フレイル対策で健康長寿！

◆「フレイル」に気を付けて！

フレイルとは、年齢を重ねることにより、からだやこころが弱った状態で、健康と要介護の中間の状態のことです。フレイルは適切な対策に取り組めば、健康な状態を取り戻すことが十分に可能であるため、早めに気づいて対策することが重要です。

フレイル対策の3本柱は、「運動」「栄養・口腔」「社会参加」とされ、適度な運動、バランスの取れた食事やお口のお手入れ、社会参加が効果的と言われています。

◆地域介護予防推進センターで「フレイル対策」を！

京都市内12か所に設置している地域介護予防推進センターでは、運動や栄養、お口の健康教室などについて3か月を1コースとして実施し、教室が終わっても、ご自身や仲間と共に運動を継続できるよう支援するなど、地域のフレイル対策を推進しています。皆さまの毎日の健康づくり・フレイル対策に、ぜひご活用ください。

筋力をつけて、
元気に動ける体
を作りましょう！



<運動教室>

体作りは食べ物から！
バランスの良い食事を
心がけましょう！



<栄養教室>

よく噛み、おいしく食
べるためにお口の機能
を維持しましょう！



<お口の健康教室>

ご利用の希望は、お住まいの地域の「京都市地域介護予防推進センター」まで！

京都市地域介護予防推進センター名	電話番号	京都市地域介護予防推進センター名	電話番号
北区	494-0323	下京区	361-1060
上京区	417-4707	南区	693-6135
左京区	707-2730	右京区	881-0404
中京区	801-0389	西京区	392-7874
東山区	551-2448	伏見	612-8156
山科区	585-3092	深草・醍醐	641-2543

※ 利用対象者は、京都市内在住の65歳以上の方です（運動制限を受けている場合や、プログラム等の参加に個別の介助が必要な場合など、事業内容等により利用できない場合があります。）。

※ 利用料は無料ですが、一部教材費等実費相当分の負担がある場合があります。

今日からあなたもゲートキーパー!!

自殺の背景には、うつ、こころや暮らしの悩み、健康上の問題など様々な要因があると言われています。そんな悩みを抱える人に気づき、声をかけ、話を聴いて専門機関につなげ、見守る人のことを“ゲートキーパー”と言います。決して専門家だけがゲートキーパーになるのではありません。もし、皆さんの身近にしんどそうな人がいたら、この5つの役割を意識して関わっていただくこと。それであなたもゲートキーパーです。

どこに相談してよいかわからないときに…

相談窓口のご案内

● 全国共通の相談窓口等



まもろうよ こころ
厚生労働省特設サイト

●受付時間や相談日等は、実施団体によって異なります

webはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



厚生労働省支援情報
検索サイト

●悩み別、方法別、地域別に相談窓口を検索できます

webはこちら

<https://shienjoho.go.jp/>



よりそいホットライン
☎ 0120-279-338

●年中無休・24時間
●電話、FAX、チャットやSNSによる相談にも対応しています

webはこちら

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



DV相談+(プラス)
☎ 0120-279-889

●電話・メール：24時間受付
●チャット：12:00～22:00
●電話、メール、チャットによる相談に対応しています

webはこちら

<https://soudanplus.jp/>



子供のSOSの相談窓口

●受付時間や相談日等は、実施団体によって異なります

webはこちら

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



法テラス・サポートダイヤル
TEL：0570-078-374

●平日9～21時、土曜日9～17時
●メールは24時間受付
●法的トラブルの解決に役立つ法制度や、相談窓口のご案内

webはこちら

<https://www.houterasu.or.jp/>



● 京都市こころの健康増進センター こころの健康に関する相談電話



相談電話 TEL：075-314-0874

おはなし

●平日9～12時、13～16時



自死遺族・自殺予防 こころの相談電話
きょう こころ ほっとでんわ

TEL：075-321-5560

こころまる

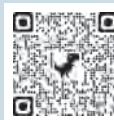
**24時間相談
実施中!**

● 京都市相談会「きょう ほっと あした ～くらしとこころの総合相談会～」



弁護士または司法書士、自死遺族サポーター、僧侶、心理士、産業カウンセラー、保健師の6名の相談員の中から、内容に応じて相談できます。
(面談。ご希望の方はオンライン)

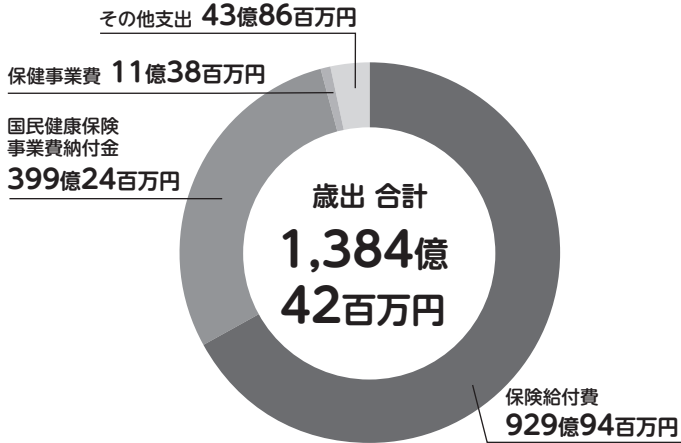
詳細は区役所等の配架のチラシ
またはこちら



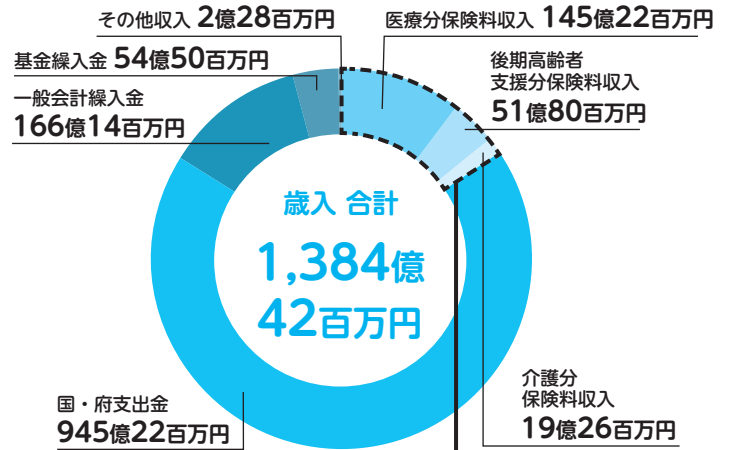
1 令和6年度の国民健康保険事業予算について

●令和6年度予算状況

歳出



歳入



※国民健康保険事業は、被保険者の皆さまに納めていただく保険料が大切な財源となっています。納め忘れのないよう、納期内に納めていただきますようお願いします。

歳出の用語

保険給付費	被保険者の皆さまが病気やケガをしたとき、医療機関の窓口で医療費の一部（一部負担金）を支払うことにより、治療を受けることができます。国保から支払われる残りの費用や出産育児一時金などが保険給付費です。
国民健康保険事業費納付金（納付金）	府は府内全体で必要となる医療費を、国からの公費や市町村から徴収した納付金により賄うこととなります。市町村は、府が市町村ごとの医療費水準や所得水準に基づき算出した納付金を納めます。
保健事業費	特定健康診査・特定保健指導など被保険者の皆さまの健康の保持・増進のための費用です。

歳入の用語

医療分保険料収入	被保険者の皆さまから納付していただいている保険料で、被保険者の皆さまの医療費を賄うために必要となる納付金（医療分）などに充てています。
後期高齢者支援分保険料収入	被保険者の皆さまから納付していただいている保険料で、後期高齢者医療制度を支援するために必要となる納付金（後期分）に充てています。
介護分保険料収入	介護保険第2号被保険者（40～64歳の方）から、医療分保険料と後期高齢者支援分保険料に加えて納付していただいている保険料です。介護保険制度に係る保険給付費などの一部を賄うために必要となる納付金（介護分）に充てています。
国・府支出金	国と府からの市町村への補助金などです。市町村が支出する保険給付費に対しては、府から保険給付費等交付金が交付されます。
一般会計繰入金	一般会計繰入金には、法令に基づき、軽減した保険料額に応じて一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰入れを行う「保険基盤安定分等」と、京都市独自に、被保険者の保険料負担を軽減するため繰入れを行う「財政支援分」があります。 令和6年度予算額：保険基盤安定分等 89億14百万円 財政支援分 77億 うち、国の物価高騰に係る臨時交付金活用分を除く財政支援分* 64億9百万円 ※京都市民1人あたり約4,500円の支援をいただいていることになります。
基金繰入金	国民健康保険事業基金からの繰入金です。

② 令和6年度の保険料について

● 保険料について

下表の「保険料率」に基づき算定します。

令和6年度保険料率（令和6年度分の保険料納入通知書は6月中旬にお送りします。）

	医療分保険料	後期高齢者支援分保険料	介護分保険料
	全ての世帯に賦課される保険料です。		40歳から64歳の方（介護保険第2号被保険者）がおられる世帯に賦課される保険料です（医療分・後期高齢者支援分に加えて賦課されます。）。
1 平等割	1世帯について 16,610円（※1）	1世帯について 5,930円（※1）	介護保険第2号被保険者がおられる1世帯について 4,910円
2 均等割	1人について 25,790円	1人について 9,200円	介護保険第2号被保険者1人について 9,970円
3 所得割	世帯員各々の [令和5年中の総所得金額等（※2） －基礎控除43万円（※3）]の合計 × 7.65/100	世帯員各々の [令和5年中の総所得金額等（※2） －基礎控除43万円（※3）]の合計 × 2.82/100	介護保険第2号被保険者各々の [令和5年中の総所得金額等（※2） －基礎控除43万円（※3）]の合計 × 2.56/100
4 最高限度額	65万円	24万円	17万円

（※1）平等割の軽減（P.15参照）が適用される世帯の平等割額は、医療分8,310円（半額世帯）又は12,460円（4分の1減額世帯）、後期高齢者支援分2,970円（半額世帯）又は4,450円（4分の1減額世帯）となります（介護分保険料については、軽減措置はありません。）。

（※2）総所得金額等とは、地方税法上の総所得金額（収入金額から必要経費を引いた額。社会保険料控除などの各種所得控除前）のほか、山林所得、土地・建物の譲渡所得（特別控除後）、確定申告又は住民税申告をした株式譲渡所得、配当所得なども含まれます（退職所得は除く。）。

（例）● 事業所得… [事業収入金額] - [必要経費]

● 給与所得… [給与支払額] - [給与所得控除] - [所得金額調整控除]

● 年金所得… [支払年金額] - [公的年金等控除]

※非課税所得（障害年金、遺族年金等）は総所得金額等には含まれません。

（※3）合計所得金額*が2,400万円を超える場合、合計所得金額に応じて以下のとおり基礎控除額が43万円から段階的に引き下がります。

● 合計所得金額2,400万円超～2,450万円以下：29万円

● 合計所得金額2,450万円超～2,500万円以下：15万円

● 合計所得金額2,500万円超：0円

* 合計所得金額とは、「総所得金額等」から以下の額を控除する前の金額です。

● 純損失や雑損失の繰越控除

● 譲渡損失の繰越控除

● 土地・建物の譲渡所得に係る特別控除

■ 上表の医療分保険料、後期高齢者支援分保険料、介護分保険料それぞれの **1 2 3** を合計したものが1年間分の保険料となります。ただし、それぞれについて **4** の額（最高限度額）を超える場合は、**4** の額が1年間分の保険料となります。

■ 保険料の納付義務者は、原則、世帯主です。世帯主が後期高齢者医療制度へ移行し、国保被保険者でなくなった場合でも、残りの国保被保険者にかかる保険料を、国保被保険者でない世帯主に納めていただきます。

3 令和6年度の保険料の特徴

令和6年度の保険料

国民健康保険料は、医療分（被保険者の皆さまの医療費を賄うための保険料）、後期高齢者支援分（後期高齢者医療制度への支援のための保険料）、介護分（40～64歳の被保険者の皆さまに係る介護保険料）で構成されているため、医療費の増加や高齢化の進展により、基本的には保険料も上昇する制度となっています。

この間、京都市においては、一般会計からの財政支援や基金の活用といった多額の財源を投入することで保険料が上昇しないよう努めており、令和6年度の保険料率は前年度と同率に据え置いています。

しかしながら、今後も医療費の増加や高齢化の進展が見込まれ、基金の残高もわずかになっていることを踏まえると、令和7年度以降は保険料の引上げを検討せざるを得ない状況になると考えています。

保険料率及び1人当たり保険料

		保険料率			1人当たり保険料		
		令和5年度	令和6年度	増△減	令和5年度	令和6年度	増△減
医療分	平等割	16,610円	16,610円	0円	57,557円	56,767円	△790円
	均等割	25,790円	25,790円	0円			
	所得割	7.65%	7.65%	0pt			
後期高齢者支援分	平等割	5,930円	5,930円	0円	20,485円	20,241円	△244円
	均等割	9,200円	9,200円	0円			
	所得割	2.82%	2.82%	0pt			
介護分	平等割	4,910円	4,910円	0円	22,362円	21,738円	△624円
	均等割	9,970円	9,970円	0円			
	所得割	2.56%	2.56%	0pt			
医療分+後期分+介護分					100,404円	98,746円	△1,658円

保険料率の据置きを実施!!

様々な減額制度により保険料負担を軽減しています！（詳しくはP.14～を参照）

保険料の最高限度額が変わります！

国において、後期高齢者支援分保険料の賦課限度額が22万円から24万円に引上げとなる政令改正が実施され、本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令改正に合わせて引き上げています。

4 京都市国保の現状など

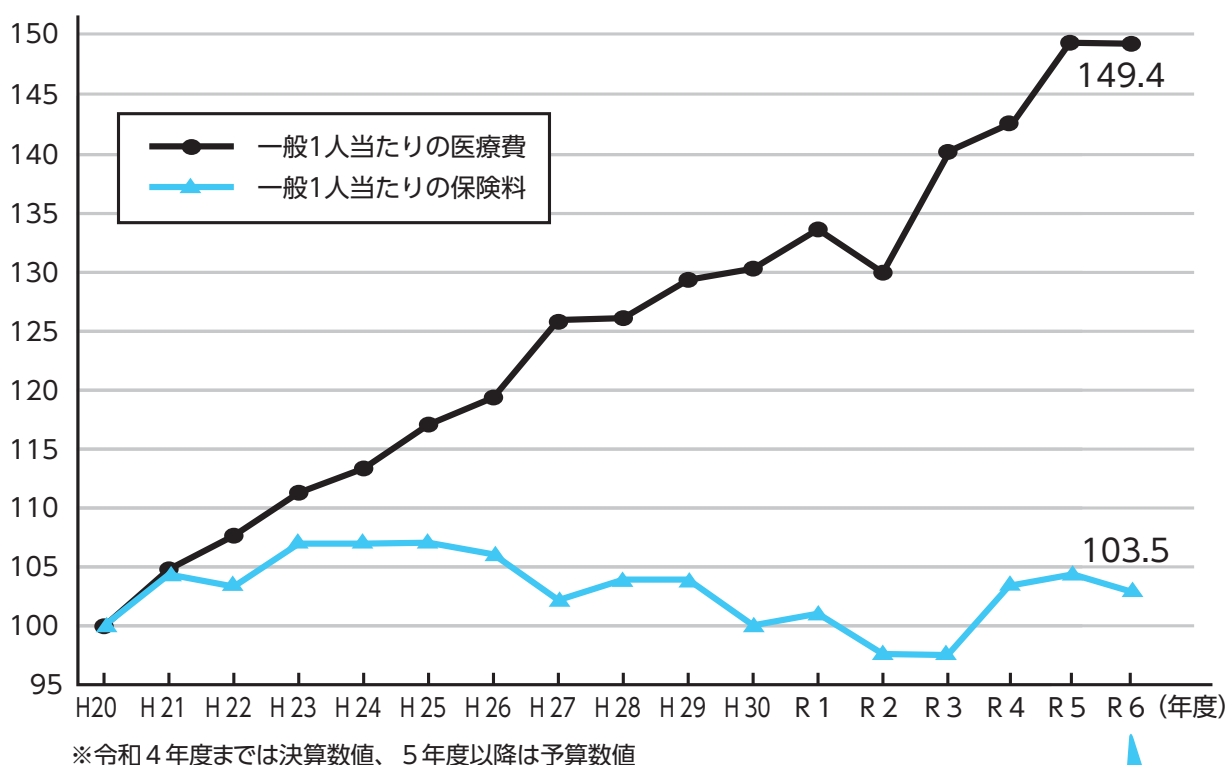
① 京都市国保を取り巻く状況

京都市の国保財政は、健康づくりや後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進など、被保険者の皆さまのご理解とご協力により医療費の節減に努めてきましたが、今後も、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増加が見込まれ、大変厳しい財政運営となることが予想されます。

本来であれば、医療費の増加に合わせて、保険料を引き上げる必要がありますが、本市では、被保険者の皆さまの負担を増やさないよう、一般会計からの財政支援や国保事業基金の活用により、保険料の増加を抑えています。

しかしながら、国保事業基金の残高がわずかとなる令和7年度以降においては、保険料の引上げを検討せざるを得ない状況になると考えています。

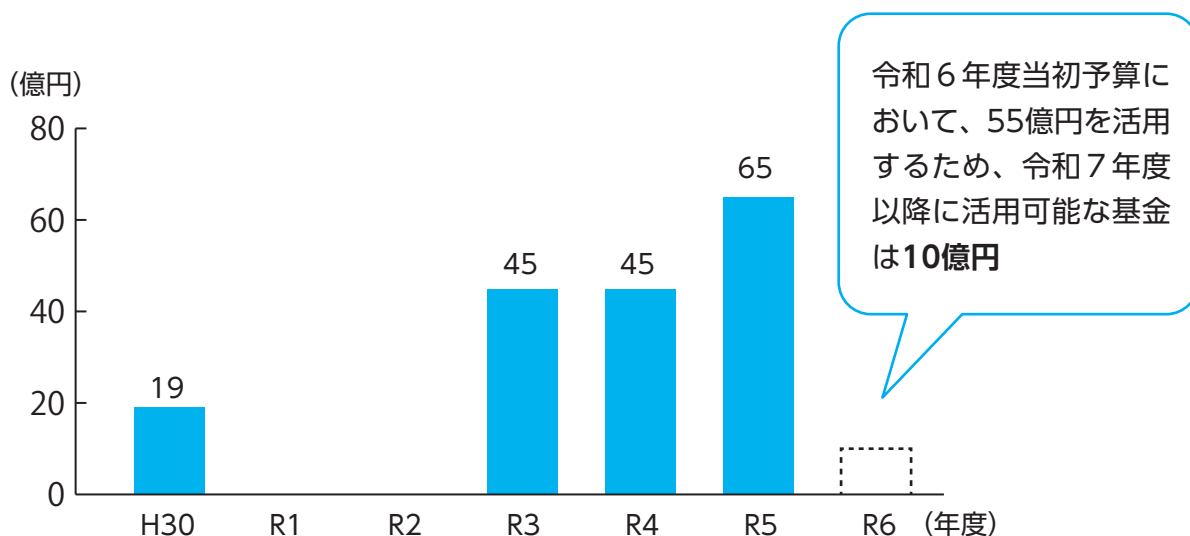
● 医療費と保険料の推移（平成20年度を100とした場合）



医療費は増加傾向ですが、可能な限り保険料の増加を抑えています。

本市では、被保険者の皆さまの負担を増やさないよう、一般会計からの多額の繰入れ（＝税金の投入）を行い、保険料の増加を抑えています。

● 国民健康保険事業基金の推移



② 京都市国保の今後の事業運営

今後、国保事業運営の安定化に向けて、

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知事業の実施などによる [医療費の適正化](#)
- 特定健康診査・特定保健指導などによる [被保険者の皆さまの健康の保持・増進](#)
- 「京都市国民健康保険料徴収率向上対策本部」を中心とした [保険料徴収率向上の取組](#)

などを、より一層推進します。

平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました（以下「国保の都道府県単位化」という。）。一方、市町村は、資格管理や保険給付、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っています。

国保の都道府県単位化により、公費負担の拡充など、制度の安定化が一定図られてきましたが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の構造的な課題は依然として残っています。

本市では、国保が有する「安心・安全な暮らし」を守るセーフティネットとしての機能を守り、将来にわたって国民皆保険を持続可能なものとするためには、[国を被保険者とした医療保険制度の一本化が必要](#)であると考えており、国保の都道府県単位化を一つのステップとして、国に対して一本化の実現を強く求めてまいります。

今後とも、事業運営の安定化と、被保険者の皆さまの健康づくりのため、できる限りの努力を行ってまいりますので、特定健康診査などの積極的なご利用と保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

マイナ保険証を利用しましょう！

医療機関等で受診する際、マイナンバーカードを保険証として使うことができます。

マイナンバーカードを保険証として使うと、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される等、様々なメリットがあります。詳しくは、P.17をご覧ください。

5 保険料の減額制度について

● 保険料の法定減額制度について

世帯全員の令和5年中の所得^{※1}の合計が下表の基準金額以下の場合、令和6年度保険料の平等割と均等割が減額されます。世帯の中に本市が所得を把握できない方がいる場合は、所得の申告をしていただく必要があります(下記「所得の申告にご協力を」参照)。

	基準金額	減額割合 ^{※4、※5}	備考
7割減額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※3} - 1)	(平等割・均等割の) 7割	減額後の保険料で計算した保険料納入通知書を送付します。
5割減額	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数 ^{※2}) + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※3} - 1)	(平等割・均等割の) 5割	
2割減額	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数 ^{※2}) + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※3} - 1)	(平等割・均等割の) 2割	

(※1) 法定減額適用に係る判定の際の「所得」は、次の点が所得割算定の際の所得と異なります。

- 被保険者でない国保上の世帯主及び国保から後期高齢者医療制度に移行した方の所得も判定に含まれます。
- 事業収入の場合、青色専従者及び事業専従者控除は必要経費に含まれません。
- 給与収入の場合、専従者給与額は含まれません。
- 公的年金収入の場合、昭和34年1月1日以前生まれの方は、公的年金等控除に加え、さらに15万円を控除します(なお、この15万円の控除は保険料の所得割額を算出する際に用いる総所得金額等からは控除されません。)
- 土地、建物等の譲渡所得は、譲渡所得に係る特別控除を差し引く前の金額となります。

(※2) 「被保険者数」は、賦課期日現在(4月1日)年度の途中で新たに国保に加入された世帯は本市国保の適用開始日)における人数です(法定減額適用に係る判定の際の「被保険者数」には国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含まれます。)

(※3) 「給与所得者等の数」は、一定の給与所得者(給与収入55万円超)又は公的年金に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))の人数です(国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含まれます。)

(※4) 平等割の軽減措置(半額又は4分の1軽減。P.15参照)が適用される世帯は、軽減措置適用後の平等割からさらに法定減額(7割、5割又は2割)が適用されます。

(※5) 未就学児の均等割軽減措置(P.15参照)が適用される世帯は、法定減額(7割、5割又は2割)適用後の均等割からさらに半額が軽減されます。

法定減額制度の所得基準金額が引き上げられます

法定減額制度について、5割減額及び2割減額の基準金額が引き上げられます。そのため、これまで法定減額を受けられなかった世帯でも、法定減額が適用される場合があります。

	令和5年度	令和6年度
5割減額	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割減額	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

所得の
申告に
ご協力を

令和5年中の所得が把握できない方に対しては、所得についてお尋ねするために、国民健康保険用の所得申告書をお送りしていますので、必ず期限までに申告してください。申告がなければ、法定減額及び条例減免の判定ができませんのでご注意ください。

● 平等割の軽減措置について

世帯主又は世帯員の一部が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、単身世帯（国保被保険者が1人のみの世帯。以下「国保単身世帯」といいます。）となる世帯は、最大で5年間、医療分保険料と後期高齢者支援分保険料の平等割額が半額に軽減されます（介護分保険料の半額措置はありません。）。

また、上記の半額措置が終了する世帯については、引き続き最大3年間、医療分保険料と後期高齢者支援分保険料の平等割額の4分の1に相当する金額が軽減されます。

なお、国保単身世帯に該当するかどうかは、世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した時点又は賦課期日（4月1日）現在で判定されます。

- 年度途中で世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、国保単身世帯になった場合は、その日の属する月以降の保険料に適用されます。
- 保険料の法定減額が適用される世帯は、平等割軽減措置適用後の金額からさらに法定減額（7割、5割又は2割）が適用されます。
- 国民健康保険の世帯構成を変更した場合、平等割の軽減措置が適用されないことがありますので、ご注意ください。

「旧被扶養者」に係る保険料の減免について

75歳に到達する方等が、被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、その方に扶養されていた65歳以上の方が国保被保険者となった場合（以下「旧被扶養者」といいます。）、旧被扶養者にかかる保険料について、当分の間（ただし、均等割及び平等割については旧扶養者に該当した日の属する月以降2年を経過する月まで）、減免（①所得割：免除、②均等割：半額、③平等割（旧被扶養者のみで構成されている世帯のみ）：半額）が受けられます。この減免を受けるためには、必ず申請が必要です。

適用要件

- ① 国民健康保険の資格取得日において、65歳以上である。
- ② 国民健康保険の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった。
- ③ 資格取得日において、被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度の被保険者となった。

● 未就学児の均等割軽減措置について

世帯の中に未就学児（令和6年度分保険料については平成30年4月2日以降生まれの被保険者）がいる場合は、未就学児にかかる均等割額が半額に軽減されます。

- 年度途中で世帯に未就学児が加入した場合は、その日の属する月以降の保険料に適用されます。
- 保険料の法定減額が適用される世帯（P.14参照）に属する場合は、法定減額適用後の均等割額からさらに半額が軽減されます。

● 産前産後期間の国民健康保険料の減額制度について

令和6年1月
から実施

世帯に出産する予定の国民健康保険被保険者又は出産した被保険者（以下、出産被保険者）といいます。）がある場合に、以下の減額制度が適用されます。

- 対象者
令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険の出産被保険者の方
※妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 対象期間
単胎妊娠：出産予定月（又は出産日）の前月から出産予定月（又は出産日）の翌々月まで【4か月相当分】
多胎妊娠：出産予定月（又は出産日）の3か月前から出産予定月（又は出産日）の翌々月まで【6か月相当分】
- 減額措置
上記対象期間に係る出産被保険者の所得割額及び均等割額が減額されます。
※国民健康保険料が最高限度額に達している世帯については、当該制度の減額後、引き続き最高限度額を超える場合は、保険料の減額がされないことがあります。
- 受付期間
出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

● 非自発的失業者への保険料などの軽減措置について

世帯内に、離職した方※で次のア又はイに該当する方がいる場合には、離職した日の翌日の属する月から翌年度末までの間、対象者の前年の給与所得を30／100とみなして、①国民健康保険料を計算するとともに、②高額療養費などの限度額区分の判定を行います。

軽減措置を受けるには届出が必要です。届出に際しては、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知を必ずご持参ください。

ア 特定受給資格者

倒産、解雇等の理由により、再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされた方
(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄：11、12、21、22、31、32)

イ 特定理由離職者

期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方
(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄：23、33、34)

※離職日時点で、65歳以上の方は、軽減措置は受けられません。ただし、条例減免を受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。

● 保険料の条例減免について ～条例減免は申請が必要です～

令和5年中の所得が基準以下であり、退職や事業の倒産などにより令和6年中の見込所得が大幅に減少する世帯、又は火事などの災害にあわれた世帯で、保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減額等が受けられる場合があります。

この制度は、原則、保険料が賦課された後の最初の納期内に申請がないと、保険料の全額を対象とした減額はできませんので、お早めにご相談ください。

なお、減額が適用される場合、減額決定月以降の「納期ごとの納付額」を減額し、保険料年額が減額決定後の額となるように調整をします。

第10期の納期を過ぎると、保険料の減額はできません。また、過年度分保険料については、賦課された後の直後の納期内に申請がない限り、減額はできません(賦課の期間制限が適用される保険料は、納期内の申請であっても減額できません。)

● 減免申請期限の特例措置について

6月中旬に令和6年度保険料の納入通知書を送付しますが、例年、納入通知書の送付直後は区役所・支所の窓口が大変混雑し、受付までに長時間お待たせする場合があります。

減免申請期限に関する 特例措置

■令和6年度分保険料の年額(第1期から第10期までの保険料)を対象とした減免申請期限は7月31日(水)までです。

■来庁を希望される場合も、納入通知書の発送直後～6月末の混雑を避けてご相談ください!

郵送申請が可能です!

■本市ホームページから減免申請に必要な書類をダウンロードし、郵送で申請することが可能です。

■減免申請のほか、加入・脱退の届出(転入など、住民票の異動とセットで行う届出を除く)や給付申請についても郵送での手続きができます。

ぜひ、郵送での手続きをご活用ください!



詳しくはこちら

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が設置されている（マイナ受付に対応している）医療機関等において、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても保険証としてずっと使える！

※医療保険者が変わる場合は、加入・脱退の届出が引き続き必要です。

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！

※70歳未満で保険料に滞納がある方は、限度額区分が確認できません。

本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！

※これまでどおり保険証でも受診は可能です。（令和6年12月2日以降の保険証の取扱いについては、P18をご参照ください。）

※マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が導入されていない医療機関等では、保険証の提示が必要です。

※マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

保険証として利用するために事前登録を！！

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前登録が必要です。
ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルへ接続し手続を行ってください。

※登録方法等については、マイナポータルのホームページで確認できます。

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

Webサイトはこちら



また、そのほか以下の窓口でも事前登録手続が可能です。

- ・お近くのセブン銀行ATM（※）
- ・マイナ受付に対応している医療機関等
- ・住所地の区役所・支所保険年金課（※）
- ・マイナンバーカードセンター（※）

※事前登録手続に当たり、マイナンバーカード交付時に設定いただいた「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」の入力が必要となりますので、ご確認のうえ手続を行ってください。

どこの医療機関等で使えるの？

「マイナ受付」のステッカーやポスターが目印です。

※マイナ受付対応の医療機関等は厚生労働省のホームページでも確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

Webサイトはこちら



どうやって使うの？

医療機関等の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざし、本人確認と医療保険の被保険者資格を確認します。

※マイナンバーカードの保険証利用は、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関等の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。



保険証の廃止について

現行の保険証については、令和6年12月2日に廃止されます。廃止日以降は、保険証の発行ができなくなります。それまでに発行した新しい保険証は有効期限まで使用できます。

京都市では、毎年11月に保険証の一斉更新を行っており、令和6年度については、例年通り、保険証の一斉更新を行う予定です。令和6年12月2日以降、新たに国民健康保険に加入される方や発行済みの保険証を紛失された方などについては、保険証を発行できませんので、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを、お持ちでない方には、資格確認書を交付します。

・マイナンバーカードを失くしたら個人情報が出しそうで不安…

マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

・マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない…

万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カード利用を一時停止できるので安心です！

・マイナンバーカードを他人に悪用されそうで怖い…

第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

●マイナンバーカードをお持ちでない方は

オンライン又は郵送での申請のほか、京都市マイナンバーカードセンターや区役所・支所（※）、市役所証明書発行コーナーでも申請が可能です。また、市内各所で実施している出張申請窓口もぜひご利用ください。

※区役所・支所は申請サポート

申請手続きについては、こちらからご確認ください。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000290445.html>)
詳しくは、マイナンバーカードセンター（075-746-6855）へ
お問い合わせください。



マイナンバーカードについてのお問合せ先

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

FAX:0120-601-785
(聴覚障がい者専用お問合せFAX番号)

音声ガイダンスにしたがってマイナンバーカードの申請方法については「1番」、健康保険証利用については「5番」にお進みください。

● 受付時間（年末年始を除く）
平 日：9:30～20:00 土日祝：9:30～17:30

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

保険が使えるとき

- 外傷性による打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼の応急手当
(応急手当ではない場合、医師の同意が必要)

保険が使えないとき(全額自己負担)

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症・リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術



施術を受けるときの注意

●委任欄への署名はご自分で

「療養費支給申請書」に記載される負傷名とその原因・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、ご自分で署名(やむを得ず柔道整復師が代理記入する場合は、ほ印)してください。

●必ず領収書の確認を

後日、医療機関や柔道整復師から保険請求があったものをお知らせする「医療費のお知らせ」を送付しますので、領収書と請求内容をご確認ください。

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師(鍼灸院・治療院)のかかり方

はり・きゅうの場合

はり師・きゅう師の施術で健康保険を適用できるのは、慢性病で医師による適当な治療手段はないが、医学的見地から、はり師・きゅう師の施術を受けることを医師が認め、同意した場合です。

支給対象疾患

- 神経痛 ● リウマチ ● 頸腕症候群
- 五十肩 ● 腰痛症 ● 頸椎捻挫後遺症 など

※その他、慢性的な疼痛を主症とし、神経痛やリウマチなど同一範疇と認められる疾患であれば、支給対象となる場合があります。

あん摩・マッサージの場合

あん摩マッサージ指圧師の施術で健康保険を適用できるのは、筋麻痺・関節拘縮等で医療上マッサージが必要であると医師が認め、同意した場合です。

支給対象疾患

一律に診断名によることなく筋麻痺等の緩和や関節拘縮・筋萎縮により制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージ。

※単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージでは健康保険が使えません。

柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージでは健康保険の適用範囲がそれぞれ決められており、看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

健康保険を使って施術を受けられた方へ

本市から、施術を受けられた方に対して、正しい知識をもって適切な施術を受けていただくために、施術の受け方に関するチラシを送付する場合があります。また、施術所から本市への保険請求に誤りがないかを確認するための照会文書を送付する場合がありますので、照会文書が届きましたらご回答いただきますようお願いいたします。

なお、チラシや照会文書の送付は民間業者に委託して実施しています。委託先は右記のとおりです。

お問合せ先・受託業者

株式会社 コアジャパン
療養費事務センター

☎ 0120-180-231

- 受付時間：9:00～17:30
(土日祝及び年末年始を除く。)
- 住所：大阪市西区江戸堀3丁目1-31
R&Hビル3階

交通事故などに遭われた場合は届出を!

第三者行為求償

交通事故など第三者(自分以外の人)による行為で負傷した場合などは、原則、加害者が治療費を負担することとなりますが、**被害者の治療を優先するため、被害者の国民健康保険を使って治療を受けることができます。**

この場合、治療費のうち、保険給付分(医療機関の窓口における自己負担を除く部分)については、一旦、京都市国民健康保険が負担し、後日、加害者に対して請求することとなりますが、**被害者からの届(傷病届)の提出がなければ、加害者に請求することができません。**

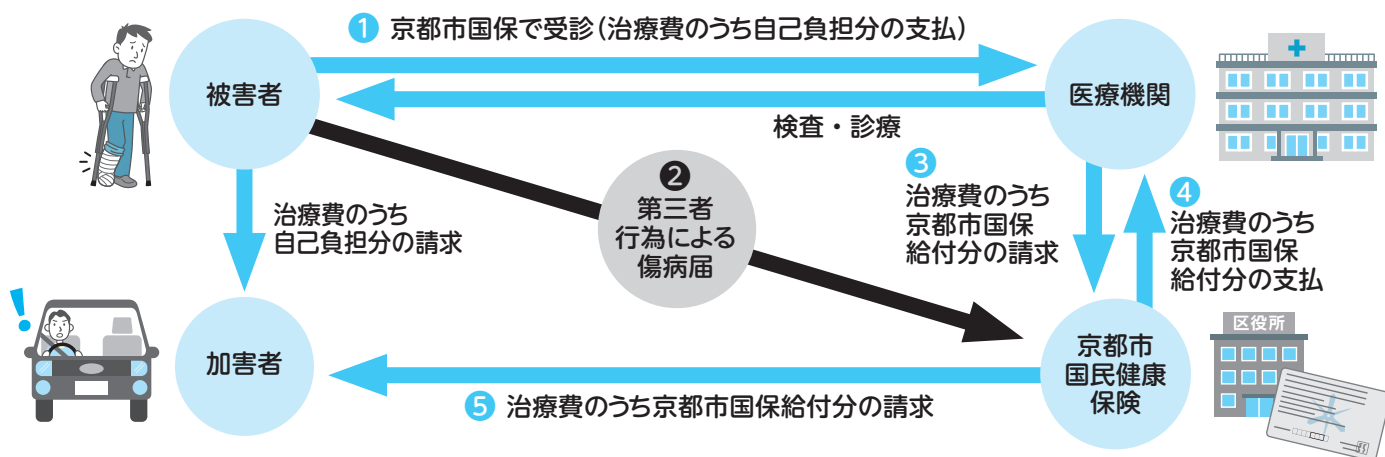
加害者への請求が行われないと、本来、加害者が負担すべき治療費を国民健康保険が負担することとなりひいては、被保険者の皆さまの保険料負担の増加につながるようになります。第三者行為により負傷し、治療の際に国民健康保険を使用する場合は、必ず区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へ「傷病届」を提出してください。

※傷病届の提出は、法令により義務付けられています。

※交通事故など第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合については、京都市介護認定給付事務センター(075-708-7711)にも別途届出が必要です。

届出が必要な事例

- 交通事故(自転車によるものも含む)
- 不当な暴力や傷害行為によるケガなど
- 助手席などに同乗していたときの自損事故



届出に必要なもの

- 傷病届※1 ● 同意書※1 ● 事故状況報告書※1 ● 保険証 ● 印鑑(スタンプ印不可) ● 交通事故証明書※2
- 人身事故証明書入手不能理由書(下記に当てはまる場合のみ必要。)
 - ・交通事故証明書の「照会記録簿(証明書右下)」の種別が、「人身事故」ではなく「物件事故」の場合。
 - ・交通事故証明書が「人身事故」であっても、同証明書に被保険者の方のお名前が記載されていない場合。

※1 用紙は区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にあります。
また、京都市のホームページからもダウンロードできます。

※2 発行については、自動車安全運転センターにお問合せください。

様式ダウンロードは、

京都市情報館 国民健康保険 傷病届

検索



京都市では京都市自転車安心安全条例の改正により、平成30年4月から、市内で自転車を利用する全ての人に自転車保険の加入を義務付けています。

自転車は、身近で手軽な乗り物であることから、万が一の場合の備えが軽視されがちです。しかし、自転車事故を起こした場合、ご自身の治療費だけでなく、ケガをさせた相手側への賠償額が高額になるケースがあります。自転車保険には、火災保険の特約、クレジットカードの付帯保険、共済、自転車の点検整備に含まれるTSマークなどの多種多様な保険がありますので、まず、現在加入している保険の内容をご加入の保険会社等にご確認ください。

自転車保険に関するお問合せ先

きょうと自転車保険
専用コールセンター

☎ 0120-670-022

- 受付時間：午前9時～午後6時
(土日祝及び年末年始を除く。)

お問合せ先

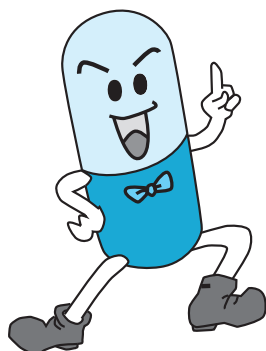
住所地の区役所・支所保険年金課保険給付・年金担当
(京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当)

後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか？

後発医薬品は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と有効成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された比較的安価なお薬です。

後発医薬品に変更した場合、医療機関などにおいてお支払いいただく窓口負担が軽減されるとともに、保険者(国保や協会けんぽなど)の財政の健全化につながることから、国も普及促進に向けた取組を推奨しています。



今年度も後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知事業を実施します

被保険者の方が、処方されているお薬を後発医薬品に変更した場合、お薬代がどの程度軽減できるかをお知らせすることにより、後発医薬品の使用促進を図ります。

生活習慣病や慢性疾患など、薬剤の長期服用者で後発医薬品に変更した場合に、医療機関などでの窓口負担の軽減が見込まれる方に送付します。送付については、被保険者の方一人ひとりに送付しますので、同一世帯でも別々の封筒で送付されます。

※現在、一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、医療機関や薬局によっては、切り替えを希望されても難しい場合があります。

変更するにはどうすればいいの？

病院、診療所及び薬局の医師や薬剤師にご相談ください。医師の指示がある場合を除いて、皆さまの希望により後発医薬品に変更することが可能です。

ただし、全ての先発医薬品に対して後発医薬品があるわけではありません。

また、同じ医薬品でも、個人によって効き方や副作用などが異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は、医師・薬剤師にご相談ください。



おくすりカエルくん



新たな健康保険に加入された場合は、京都市国保の脱退の届出が必要です。

京都市国保に加入している方が、職場の健康保険に加入したときは、京都市国保から脱退することになりますので、住所地の区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へ届出が必要です。脱退の届出を忘れたまま誤って京都市国保の被保険者として受診した場合は、京都市国保が負担した医療費(医療費の7割～8割分)を後日返還していただくことがありますのでご注意ください。

なお、職場の健康保険に加入したときは、オンライン申請により、京都市国保の脱退手続が行えます。詳しくは、京都市情報館(右記二次元コード)をご覧ください。



介護保険からのお知らせ

介護保険には以下のような減免制度があります

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の軽減について

●介護保険料の減額の対象となる方

下記の要件1、2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件 1*	要件 2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:80万円(世帯員が1人増えるごとに32万円を加算した額)	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:240万円 (世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額) ②居住用以外の土地又は家屋を保有していないこと ③他の世帯に属する方の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する方の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:80万円超120万円以下(世帯員が1人増えるごとに48万円を加算した額)		介護保険料の基準額×0.5に減額

※要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

※ご自身の所得段階区分については、介護保険料の納入通知書をご確認ください。

減額の期間 原則として申請のあった月から年度末まで

申請に必要な書類 上記要件を確認できる世帯全員分の書類

(年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等、預貯金通帳等、医療保険証)

上記のほか、災害により著しく財産に損害を受けたときや、主たる生計維持者が失業、入院、死亡、事業の休廃止などにより著しく所得が減少(前年所得に比べ2分の1以下)したとき、あるいは、刑事施設等に拘禁されたときは、介護保険料が減額又は免除される場合があります。

介護保険料の減免を受けるには、申請が必要となります。

お問合せ先

住所地の区役所・支所
健康長寿推進課(高齢介護保険担当)
(京北地域の方は
京北出張所保健福祉第一担当)

利用者負担の軽減について

介護保険サービスを利用したときの利用者の負担は、原則として、サービス費用の1割、2割又は3割です。施設サービスなどを利用した場合は別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担の軽減制度があります。

- 高額介護サービス費(利用者負担(月額)が、一定の上限を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。)
- 高額医療合算介護サービス費(介護保険と医療保険における一定期間の利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。)
- 特定入所者介護サービス費(介護保険施設入所者(短期入所者を含む)などの食費・居住費(滞在費)については、所得等に応じ、負担限度額が定められています。)*
- 社会福祉法人による利用者負担軽減*
- 災害や収入の著しい減少などの特別な事情による利用料の減免*

利用者負担の軽減を受けるには、申請が必要となります。詳しくは利用されている施設や担当のケアマネジャー、お住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問合せください。

※軽減制度の申請先は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課(高齢介護保険担当)、京北出張所の保健福祉第一担当になります。

お問合せ先

京都市
介護認定給付
事務センター

TEL: 075-708-7711

子ども医療費支給制度のお知らせ

申請を
お忘れなく

京都市では、市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に
子ども医療費支給制度を設けています。

※制度の適用を受けるには、あらかじめ申請が必要です(外国人の方も対象になります。)。申請には、保険証をお持ちください。

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金 (令和6年6月現在)
子ども医療	0歳～中学校3年生まで の方(所得制限なし)	健康保険の自己負担額から 子ども医療の一部負担金を 差し引いた額	入院 0歳～中学校3年生………1か月 1医療機関200円 通院 0歳～小学校6年生………1か月 1医療機関200円 ^(※1) 中学校1年生～中学校3年生…1か月 1,500円 ^(※2)

※1 調剤薬局では一部負担金はかかりません。

※2 医療機関等での窓口負担は1か月1医療機関1,500円までとなりますが、複数医療機関等(調剤薬局含む)を受診するなど1か月の自己負担額合計が1,500円を超えた場合、超えた額を申請により支給します。(※令和5年8月診療分までは3歳～小学生のお子さんも対象。令和元年8月以前の診療分については、1か月の自己負担額の合計が3,000円を超えた場合が対象。)調剤薬局では処方箋が出た医療機関ごとに一部負担金がかかります。

子ども医療については、「京都市子ども家庭支援課分室」への郵送手続きが便利です(郵送の場合は、右記の住所に、子ども医療費支給申請書^{*}、お子さんの保険証及び子ども医療費受給者証のコピー、領収書原本、通帳又はキャッシュカードのコピーを送付してください。来所の場合はすべて原本が必要です。)。なお、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所においても来所での受付及びお問合せに対応します。

^{*}子ども医療費支給申請書は、京都市のホームページからダウンロードできるほか、分室及び各区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所でも配布しています。

お問合せ先

お問合せ先情報は、

京都市情報館 子ども医療費支給制度

検索

または

京都市子ども家庭支援課分室

TEL: 075-251-1123

FAX: 075-251-1132

(FAXによる申請はできません)

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル3階



つなげよう! いのちのリレー!



臓器提供への意思表示

臓器移植は提供者とご家族の善意があつてこそ成り立ちます。

わたしたち一人ひとりが考え、家族と話し合い、意思を表示しておくことが大切です。

詳しくは、(公社)日本臓器移植ネットワーク(TEL: 0120-78-1069)へ。ホームページ <https://www.jotnw.or.jp>



骨髄バンクへの登録(骨髄提供)

白血病や再生不良性貧血などの血液難病は、骨髄移植や末梢血幹細胞移植により治療することができますが、移植は患者とドナー(提供者)の白血球の型が一致しないと行えず、一致するのは兄弟姉妹でも4人に1人、非血縁者では数百人から数万人に1人といわれています。一人でも多くの患者さんを救うために、一人でも多くのドナー登録のご協力をお願いします。

※京都市では、日本骨髄バンクを通じて骨髄及び末梢血幹細胞の提供をされた方に奨励金(入院・通院等1日当たり2万円。上限14万円)を交付しています。詳しくは、健康長寿企画課まで。

登録条件: 18～54歳で、体重が男性45kg、女性40kg以上の健康な方

詳しくは、(公財)日本骨髄バンク(TEL: 03-5280-1789)へ。ホームページ <https://www.jmdp.or.jp>



アイバンクへの登録(眼球提供)

角膜疾患で光を失い移植を待つ方々は、亡くなられた方の角膜を移植することで再び光を取り戻すことができます。眼球提供数は非常に不足しています。

詳しくは、京都府立医大アイバンク(TEL: 075-251-5127) ホームページ <https://www.eyebank.kpu-m.ac.jp>

または (公財)体質研究会アイバンク(TEL: 075-702-0824) ホームページ <http://www.taishitsu.or.jp/eyebank> へ

お問合せ先

保健福祉局健康長寿企画課

TEL: 075-222-3419 / FAX: 075-222-3416

